

令和3年8月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和3年8月24日(火) 午後1時30分

2. 開催場所 勝山市役所 第2・3会議室

3. 出席委員 農業委員12名 農地利用最適化推進委員8名

会長	1番	松村 勘兵衛	8番	田中 政男
会長職務代理	2番	中村 栄治	9番	山内 百合子
農業委員	3番	牧野 元恵	10番	山口 拓雄
	4番	酒井 清泰	11番	前田 壽夫
	5番	笠松 邦造	12番	平泉 節子
	6番	北山 謙治		
	7番	須見 則雄		

農地利用最適化推進委員	2番	本多 範行	6番	松井 喜治
			7番	辻 総八郎
			8番	牧野 雅夫
	4番	吉田 新一	9番	鳥山 豊一
	5番	高野 忍	10番	松山 隆重

4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 2名

5. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第29号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第30号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借権の設定)	可決
議案第31号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業による賃借権の設定)	可決
議案第32号	農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について(農地中間管理事業による賃借権の設定)	可決
議案第33号	現況証明願いについて	可決

(報告事項)・農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・農地の転用事実に関する照会の回答について

6. 農業委員会事務局 事務局長 山本 典男 係長 多田 喜代彦
 係長 川村 聖市 書記 土井 仁美

7.会議の概要

事務局長	ただいまから、令和3年8月定例農業委員会を開催いたします。 それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
松村会長	(会長あいさつ) 本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。 また、「新型コロナウイルス感染防止対策下の会議等の開催について」に基づき、会議を開催いたします。 委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、遅くとも午後2時30分には終了していただく予定をしております。また、本会議終了後、勝山市長からご挨拶をいただき、みなさんと記念撮影を行う予定です。ご協力のほどよろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。それでは、会議に先立ちまして、先月の定例会にて質問のありました件についてご説明いたします。 (説明) ご意見、ご質問はありませんか。
委員	契約は平成8年ですが、その当時の契約者(土地の所有者)はもうお亡くなりになっていたり、勝山から住所を移されていたりしています。所有者は現在は変わられていることと思いますが、相続等で所有者変更されているのでしょうか。
事務局	現在の所有権は誰かは調べておりませんでしたので、今お調べいたします。
委員	80番と81番は前月の議案であがっていましたが、重複していたということですか。
事務局	平成8年当時はプラントの建設の許可となっております。前月の議案は土砂置き場としての一時転用の延長の許可となっております。1年前の一時転用許可前は田んぼとして利用していましたが確認がとれておりますので、1年前の農地法の転用許可は必要であります。一時転用が完了すれば田に戻すということとなっております。
事務局長	では所有者の件は今お調べし、後ほど回答いたします。その他、ご意見等ございませんか。 では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。
議長(松村会長)	これより本日の会議に入ります。 事務局より7月分の経過報告を申し上げます。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。
委員	下高島の県下一斉パトロールですが、下高島になった理由等があるのですか。
事務局	農転の許可を取った案件の中で、福井県農業会議が指定した場所になります。
委員	砂利採取のところなのか、工場地として転用した場所なのか具体的にどこにいったのでしょうか。
事務局	具体的にどの場所に行ったか、どのような確認を行ったかについては、現場で一緒にパトロールへ行ったのが多田になりますので、後ほど多田から説明いたします。
議長(松村会長)	その他、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、本日の議事録署名委員を11番 前田 壽夫委員、4番 酒井 清泰委員の両名にお願いします。 これより議事に入ります。
事務局	日程第1 議案第29号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局より説明願います。
議長(松村会長)	(説明) このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 笠松委員より報告をお願いいたします。

笠松委員	8月19日午後1時半から現地確認を行いました。農地法第3条の許可基準について、事務局より説明がありましたが、譲受人の農地は県道に面してはおりますが、段差があり、申請している農地を通っていかないと、譲受人の農地に入っていけません。すでに、譲受人の母が耕作を行っており、譲渡人は県外におりますし、譲受人がその土地を購入するのが一番適当ではないかというふうに考えます。以上です。
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第29号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第29号は、原案どおり承認することに決しました。 続きまして、日程第2 議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集計画の決定(貸借権の設定)について、を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより議案第30号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	譲渡人と譲受人は親子ということですが、譲渡人はこの他にもまだまだ農地をお持ちかと思えます。一括して使用貸借権の設定をなせないのか、そのあたりを教えてください。
事務局	譲渡人についてですが、貸借した農地以外の農地はこれまでどおり、譲渡人が水稻等を行います。譲受人は申請地である農地にハウスを建てて、ハウスで農業を行っていく計画です。譲受人は新規農業であります。申請地は譲受人が新たに始める農地、その他は譲渡人が継続して水稻をする農地ということになります。
議長(松村会長)	その他ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより議案第30号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第30号については、承認することに決しました。
議長(松村会長)	続きまして、日程第3 議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による賃貸借権の設定)及び、日程第4 議案第32号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取についてを議題とします。 これらは関連がありますので一括して行います。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第31号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	異議がないようですので、議案第31号については、承認することに決しました。
議長(松村会長)	続いて、議案第32号について採決いたします。 議案第32号は、「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	異議がないようですので、議案第32号については「適当である」旨の意見を付することに決しました。

議長(松村会長)	続きました、日程第5 議案第33号 現況証明願いについてを議題とします。 当議案につきましては、私が当事者となっておりますので、一旦退席させていただき、議長を職務代理と交替いたします。よろしく願いいたします。
議長(中村職務代理)	(会長退席) 議案第33号は会長自身のこととなりますので、私が代理の議長をさせていただきます。 では、日程第5 議案第33号 現況証明願いについてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(中村職務代理)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 牧野委員より報告をお願いいたします。
牧野委員	資料ページ3ページをご覧下さい。この更地は確かに以前、蔵が建っていました。それが全部宅地だと思っていたら、一部農地であったということで、登記変更のための申請ということでございます。非農地であるということは確認いたしました。以上です。
議長(中村職務代理)	報告はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第33号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長(中村職務代理)	それでは、議案第33号については、原案どおり承認することに決しました。
議長(中村職務代理)	それでは議長を交替いたします。
議長(松村会長)	ありがとうございました。次に、報告事項に入ります。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、 農地の転用事実に関する照会の回答について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に先ほどの質問について事務局から回答をお願いいたします。
事務局	はじめに、先ほど委員からご質問のありました、現在の所有者の件のついて回答します。 (該当の土地の所有者について回答) 以上でございます。 続いて、県下一斉パトロールの場所についてですが、下高島の砂利採取の転用案件の土地と、同じく下高島の工場用地としての転用案件の土地です。問題なくパトロールは終了しております。
議長(松村会長)	よろしいでしょうか。 では、その他に入ります。耕作放棄地の農地・非農地の判断に係る事前通知書について事務局より願います。
事務局	(報告)

議長(松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。
委員	非農地の判断についてですが、一筆に対して、農地と非農地とが混在している場合があるが、非農地判断する際に、規程はあるのですか。例えば、非農地部分の占める割合によって非農地であるなど。規程があれば教えて欲しいのですが。
事務局	一筆に対して、農地と非農地とが混在している場合は農地と判断しています。割合は関係なく、部分的に農地があれば、農地と判断しています。
議長(松村会長)	その他ございますか。 最後に、研修会計・慶弔会計決算報告について事務局よりお願いいたします。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 では最後に、農業委員会会長表彰を行います。 事務局よりお願いいたします。
事務局長	これより、農業委員会会長表彰を行います。これは、「農業委員表彰に関する内規」により表彰するもので、表彰を受ける方は毎年6月1日現在において、農業委員及び農地利用最適化推進委員として通算8年以上在任し、その功績が他の範となり、かつ、過去において本表彰を受けたことのない方となっています。 今回受賞の対象となられた方は 中村 栄治委員(職務代理) 笠松 邦造委員 松山 隆重委員 です。 3名の方は、前にお並びください。 -----会長より表彰-----
事務局長	では表彰者の方は後方の委員方のほうへお向きください。 長きにわたりご尽力いただいた3名の方に今一度拍手をお願いいたします。 おめでとうございました。では席にお戻りください。
議長(松村会長)	では、8月定例農業委員会の全体会議を終了といたします。 これで今期最後の定例農業委員会が終了いたしました。ありがとうございました。 では、閉会の言葉を中村職務代理が申し上げます。
中村職務代理	閉会の言葉